

被害者にならないために

もっと知ろう悪質商法と契約のこと



悪質商法は、人の心の弱みにつけこんだ商法です。それは、教育教材、健康、エステ関係など多種多様におよび、最近、水道水がダイオキシンに侵されていると偽り、浄水器を高価な値段で売りつけるという商法があったばかりです。突然、訪れた者が「うまい」話を持ってくるようなことは、絶対にありません。相手の「うまい」話をうのみにし、契約したら、そんな内容は契約書にはひと言も記載されてないといった相談が多く寄せられます。

うまい話には気を付けて

相談員から

また、クーリング・オフは法律で書面で行うことになっていきます。期間が過ぎていたとか、クーリング・オフをしていないなど、後になってからのトラブルを防ぐためです。クーリング・オフをする場合には、後で証拠が残るようにハガキの両面、または封筒の両面及び契約解除などの内容を書いた文面をコピーし、控えをとり簡易書留で、また、高額な契約や既に代金を支払っている場合は内容証明郵便で送るとよいでしょう。

合、契約自由平等の原則は守られているとは言えません。クーリング・オフの趣旨は、このような取引について、後で消費者が冷静に考えた結果、契約の解除や契約の申し込みを撤回したければ、撤回できるような容易に被害救済を図ることにあります。

また、クーリング・オフは法律で書面で行うことになっていきます。期間が過ぎていたとか、クーリング・オフをしていないなど、後になってからのトラブルを防ぐためです。クーリング・オフをする場合には、後で証拠が残るようにハガキの両面、または封筒の両面及び契約解除などの内容を書いた文面をコピーし、控えをとり簡易書留で、また、高額な契約や既に代金を支払っている場合は内容証明郵便で送るとよいでしょう。

契約とクーリング・オフ

◆悪質商法の事例

悪質商法の代表的な事例です。販売方法や商品にそれぞれ特徴があります。『'97年版くらしの豆知識』国民生活センター発行より

販売の名称	販売方法と特徴	主な商品など
マルチ商法	商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。販売業者の成功話と違って売れない商品を抱え込むなどの問題が多い。	浄水器、羽毛ふとん、婦人下着、風呂水浄化装置、健康食品
先物取引商法	取引の仕組みなどを話して帰った後、「絶好のチャンス」と興奮した口調で電話してくる。その後「もう取引した」と契約を強要する。いったん契約に応じると取引を止めずに次々にお金を出させ、大損に導く。	海外市場の大豆、とうもろこしなどの商品取引、国内市場の金・生糸などの商品取引
資格商法	公的資格を掲げて「講座を受ければ国家試験免除」と偽る。私的な資格を設け、「近く国家資格になる」などと偽る。電話勧誘が多く、あいまに答えていたら契約したことになっていたこともある。契約取り消しの申し出に応じない業者も多い。	建築士、社会保険労務士、行政書士など公的資格取得のための講習、私的な資格取得の講座
ネガティブオプション	注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。代金引換郵便を悪用するものもある。	仏具、神具、雑誌、ビデオソフト
催眠商法	安売りや講習会の名目で人を集め、閉め切った会場で限られた数の日用雑貨を無料で配り、雰囲気を感じさせて興奮状態にし、最後に高額の商品売りつける。	羽毛ふとん、磁気マットレス、電動マッサージ器
キャッチセールス	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して近づき、喫茶店や営業所に連れ込み、商品や役務の売買契約を結ばせる。	化粧品、美顔エステ、指輪、絵画
アポイントメントセールス	「あなたが当選した」、「無料サービスします」、「会ってお話したい」などと勧誘目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを売りつける。	英会話教材、会員権、ビデオソフト、パソコン
靈感商法	「先祖のたたりで不幸になる」、「購入すれば不幸から免れる」などと、人の不幸や不安につけ込み、高額な壺や数珠、印鑑などを買わせる。	印鑑、壺、数珠、仏具、神具、占い
点検商法	点検に来たと訪問。「ふとんにダニがいる」、「白アリ被害」、「壊れている」、「消防署の方から来た」などと騙して代替品を売りつける。	羽毛ふとん、消火器、白アリ駆除
見本工事商法	「目立つ場所で宣伝になる」、「カタログに写真を掲載させてもらう」などと、住宅設備関連の商品を特別に安くするように言うが、実際は少しも安くない。ずさんな工事や安全性に問題がある場合も多い。	ベランダ、カーポート、外壁サイディング、サンルーム、ソーラーシステム
ホームパーティ商法	「料理の講習会を開きませんか」、「ホームパーティを開きませんか」などと、隣近所の主婦を集めて高額な商品を買わせる。	鍋、婦人下着、浄水器
内職商法	「宛名書きで自宅収入を」、「技術を身につけて高収入を」などと、広告やダイレクトメールで勧誘。材料や機械を売りつけたり、内職講習会と称して多額の受講料を取ったりする。購入者は材料、機械を使って仕事をして収入は得られず投資金が無駄になる。	宛名書き、ワープロ、チラシ配りなどの材料・指導料、アクセサリなどの製作機械、車手、靴下、スタンドグラス
求人商法	「社員募集」や「アルバイト募集」の広告を出し、応募した人に商品を売りつける。	着物、婦人下着、ディスプレイ、タレント・モデル養成講座
預託商法	家畜などの預託飼育を新聞折り込み広告で出し、契約期間中や契約が終了したときに、配当金や元金を受け取れることをうたっている。	和牛、地鶏、鴨、ダチョウ

※市や市の職員の名をかたり、電話や訪問により物品を売りつけるようなケースがありますのでご注意ください。このような場合には、消費生活センターにご連絡ください

クーリング・オフ一覧表(表4)

取引内容	期間	適用対象
訪問販売	法定の契約書面の交付された日から8日間	店舗外での指定商品・権利・役務の取引、電話勧誘による契約(申し込み)も適用。ただし、3千円未満の現金取引は除く
割賦販売クレジット契約	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間	店舗外での指定商品のクレジット契約
マルチ商法	法定の契約書面の交付された日から20日間	すべての商品・権利・役務
現物まがい商法	法定の契約書面の交付された日から14日間	特定商品・施設利用権の預託取引
海外先物取引	海外先物契約(基本契約)締結日の翌日から14日間	事務所以外での取引で、指定市場・商品の売買注文
宅地建物取引	クーリング・オフ制度の告知の日から8日間	宅地建物取引業者が売主である宅地建物の売買で店舗外での取引
ゴルフ会員権の募集	法定の契約書面の交付された日から8日間	50万円以上のゴルフ会員権で、オープン前の新規募集である時
投資顧問契約	法定の契約書面の交付された日から10日間	投資顧問業者(許可業者)との契約。ただし、清算義務あり
生命保険契約	法定の契約書面の交付された日から8日間	保険期間が1年以下の契約を除く

※上記の契約の場合、いずれも契約書面にクーリング・オフのことが書かれていますので、契約書をよく読むことが必要です 『'97年版くらしの豆知識』国民生活センター発行より

◆契約とはどういふことか

契約とは、当事者間の約束を意味します。一方の申し込みに対して、もう一方が承諾し、その内容が一致している場合に成立します。消費者が、業者から勧められた契約をするかどうかは消費者の自由で、いらない契約は勧められても断ればいいのです。しかし、いったん契約を結ぶと、契約者双方はその内容を守らなくてはならなくなります。ただ、契約が拘束力を持つのは、自分に必要かどうかを判断するのに十分な正しい情報を与えられ、自主的に選択できることが前提となります。したがって、相手からだまされたり脅かされたりした契約は、取り消すことができます。また、自分には落ち度はないのに、契約の内容に重大な勘違いをさせられた場合には無効が主張できます。この場合の判断基準は、通常の人だったら同じような結果になるかどうかのポイントになります。

◆クーリング・オフってなあに

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば、指定商品に限って、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる権利です。契約をした者はお互いに契約を守らなければなりません。しかし、消費者が突然訪問してきたセールスマンから巧妙な勧誘に引き込まれたり、契約の即断を迫られてよく考えることもできずに契約をしてしまった場

消費生活に関する悪質商法や契約の問題は、そのときの社会状況(例えば公害問題、金利の低下など)によって年々変化し、新しい手口が現れています。私たちは、「いいもの」だとか、「絶対のお得です」などといった言葉に弱く、業者たちはそこにつけこみ、実際は高い値段のものを「月割りにすれば」「1回あたりにはすれば」などと、さも、安い買い物だと思わせるような言い回しで、心の弱みにつ

けこんでいきます。そんな商法に騙されないためにも、私たち消費者自身が日ごろから情報を収集することが必要です。そして、「なにかおかしい」、「騙された」と感じたときには、消費生活センターにご相談ください。

●相談・問い合わせ

消費生活センター(中央図書館5階へ) 相談は ☎54-7799 問い合わせは ☎54-7745